

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成29年12月28日（木曜日）

号外第62号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	平成28年度包括外部監査の結果に係る措置状況について	8
○監査委員公表			
監査の結果により講じた措置について（2件）	1		

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第15号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成29年12月28日

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	高岡香
同	太田眞晴
同	森正明
同	大村博信

1 措置の対象となった監査の結果

平成29年8月29日（神奈川県公報号外第39号）神奈川県監査委員公表第11号で公表した不適切事項のうち教育委員会を除く27箇所に係る37事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県緑県税事務所	平成29年1月31日 (平成28年12月9日職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、法人事業税及び地方法人特別税の申告内容の調査等に当たり、2以上の都県に事務所等を有して事業を行う法人について、課税標準の総額を関係都県に分割するための基準の一つである事務所等の数が誤っていることを看過し、修正申告書を提出させると必要な措置を講じていなかったため、1件、196,539,100円が徴収不足であった。	不適切事項については、法人事業税及び地方法人特別税の申告内容の確認が不十分であったことから、課税標準の総額を関係都県に分割するための基準の一部に誤りがあることを看過したものであり、徴収不足分については、速やかに調査の上、法人に指導を行ったところ、平成28年12月20日に自主的に修正申告書の提出があり、平成28年12月22日に納付済である。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 安全防災局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県温泉地学研究所	平成29年2月10日 (平成29年1月11日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、週休日に実施された総合防災訓練に参加した職員2名に対して、時間外勤務手当2件、40,723円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成29年3月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、休日出勤に対する服務について、直接監督者と職員との間で認識を共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 県民局

出先機関で認められた不適切事項

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三四二円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚児童相談所	平成29年3月13日 (平成29年2月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分委託契約(契約額272,160円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記載していなかった。	不適切事項については、法令の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、法令の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木児童相談所	平成29年2月20日 (平成28年12月14日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 1 週休日に実施された研修に参加した非常勤職員1名に対して、勤務の割り振りの変更を行わずに1週間当たりの決められた勤務時間を超えて勤務させていたにもかかわらず、時間外勤務手当1件、21,043円を支給していなかった。 2 週休日に実施された研修への公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力されていなかったため、旅費2件、1,760円を支給していなかった。	不適切事項の庶務事務については、次のとおり措置した。 1 時間外勤務手当については、平成29年1月30日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、各課における勤務管理と庶務事務システム入力を適切に行うことを徹底するとともに、職員に対し、時宜を得た説明会を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 旅費については、平成29年1月30日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、各課における勤務管理と庶務事務システム入力を適切に行うことを徹底するとともに、職員に対し、時宜を得た説明会を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立中里学園(平成29年3月31日廃止)	平成29年3月8日 (平成28年12月27日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、公用車の冬タイヤから夏タイヤへの交換及びホイールバランス調整に要する経費1件、4,320円の執行に当たり、予算科目を「(節)需用費」とすべきところ「(節)役務費」で執行していた。 2 現金事務において、前渡金(5,000円)を神奈川県財務規則等の定めるとおりに保管しないまま、これを紛失しており、前渡金の管理が不適切であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものであり、平成29年1月10日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な執行事務に努めることとした。 2 現金事務については、神奈川県財務規則等の定めるとおりに前渡金を管理しなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則等の規定に基づく現金の取扱いの厳守を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(4) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県東部漁港事務所	平成29年3月6日 (平成29年1月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、漁港施設使用料の収入未済に係る督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たる日とした結果、神奈川県財務規則の規定に反し、12日を経過した日を督促状の指定期限としているものが1件、87,600円あった。	不適切事項については、担当者の錯誤によるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに「調定日確認シート」を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県横浜川崎地区農政事務所	平成29年3月27日 (平成29年2月13日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、空調機交換工事契約(契約額999,000円)の執行に当たり、空調設備工事のうち空調機器類本体(548,640円)について「(節)備品購入費」で、また、撤去工事のうち冷媒ガス回収・破壊処理費(36,720円)について、「(節)委託料」でそれぞれ執行すべきところ、これらを含めた全額を「(節)需用費」で執行していた。	不適切事項については、機器類本体の購入費、冷却ガス回収・破壊処理費等の交換工事費用を含め、空調機交換工事は、すべて需用費で執行できると誤認していたことによるものであり、平成29年3月27日に適切な節に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、流用を含め、早期に予算を確保するとともに、会計部門など関係機関に相談することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県畜産技術センター	平成29年2月21日 (平成29年2月20日)	(不適切事項) 庶務事務において、公共交通機関	不適切事項の旅費については、平成29年2月24日に

	及び21日職員調査)	を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力されていなかったため、旅費1件、1,456円を支給していなかった。	本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県央家畜保健衛生所	平成29年2月21日 (平成29年1月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処理の委託契約(単価契約、概算総価246,888円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている最終処分場所の所在地、最終処分方法及び最終処分に係る施設の処理能力に関する事項を記載していなかった。	不適切事項については、法令に係る理解不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、法令の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 保健福祉局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚保健福祉事務所	平成29年4月7日 (平成29年2月7日及び同月8日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わずに電柱に通信線が共架されているものが1件あった。これにより、平成28年度における共架柱に係る使用料1件、2,170円が徴収不足であった。	不適切事項については、行政財産の管理に当たり、現状確認が不十分であったことによるものであり、平成29年3月31日に設置者からの行政財産の使用許可申請を受け、平成29年4月11日に不足分を徴収した。 今後は、このようなことがないよう、定期的に現状確認等を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター	平成29年4月25日 (平成29年2月10日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、領収した現金を神奈川県財務規則の定める期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、51,160円あった。	不適切事項については、領収した現金を指定金融機関等に納付するに当たり、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定を十分確認するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター	平成29年2月2日 (平成28年12月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託契約(契約額6,868,800円)の予定価格の積算に当たり、積算項目の一つである燃料代について消費税等を二重に加算したため設計額が41,040円過大であった。この結果、契約額が11,880円過大となっていた。	不適切事項については、設計額の積算に当たり、ガソリン価格に対する検討が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立衛生看護専門学校	平成29年4月26日 (平成29年2月14日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、平成27年度に生じた事業主負担分に係る再配当額が不足したため、支出手続を納付期限内に行うことができず、期限後に納付しているものが1件、47,260円あった。その結果、平成28年度において延滞金200円を支払っていた。	不適切事項については、共済費の算定誤りにより生じた不足額に係る追加再配当の事務処理、さらに追加再配当後における執行手続に時間を要したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに当該予算の再配当に係る差引簿を作成し、複数の職員による確認作業を強化することで、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立よこはま看護専門学校	平成29年3月28日 (平成29年1月23日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、後納郵便代の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、支出負担行為及び支出命令について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県精神保健福祉センター	平成29年3月28日 (平成29年1月19日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医の診察の際に必要な通訳料1件、33,000円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税3,369円を源泉徴収してなかった。	不適切事項については、所得税法第204条第1項に定める源泉徴収に関する事務の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、個人に支払を行う際に源泉徴収を失念していないか注意するとともに、疑義がある場合には管轄の税務署に確認等を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立さがみ緑風園	平成29年2月3日 (平成28年12月12日)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤	不適切事項の契約事務については次のとおり措置し

	職員調査)	<p>りがあった。</p> <p>1 産業廃棄物収集・運搬、処分業務委託契約(契約額164,160円)の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を、契約書に記載していなかった。また、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.8%とすべきところ、年2.9%と記載していた。</p> <p>2 一般廃棄物である残飯の処理に係る契約(契約額480,000円)に当たり、一般廃棄物の収集・運搬及び処分の許可を有していない養豚業者と契約を締結し、処理を委託していた。</p>	<p>た。</p> <p>1 産業廃棄物収集・運搬、処分業務委託契約書に必要事項が記載されていなかったこと及び記載内容が誤っていたことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係規定等の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、再発防止に努めることとした。</p> <p>2 一般廃棄物の収集・運搬及び処分の許可を有していない養豚業者と契約したことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係規定等の理解が不十分であったことによるものであり、一般廃棄物の許可が必要である残飯処理委託については、一般廃棄物の許可業者に処理を委託することとした。</p> <p>今後は、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、再発防止に努めることとした。</p>
神奈川県動物保護センター	平成29年2月9日 (平成29年1月10日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、自動販売機設置事業者から徴収する光熱水費立替収入の調定に当たり、会計年度が異なるにもかかわらず、同一事業者から過大に徴収した平成27年度分の立替収入1件、6円を平成28年度分の立替収入から差し引いていた。	不適切事項については、会計年度に関する理解が不十分であったことによるものである。

(6) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県産業技術センター (平成29年3月31日廃止)	平成29年3月29日 (平成29年1月11日から同月13日まで職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、清掃料及び下水道料を算入しなかったため、9件、2,918円が徴収不足であった。 2 庶務事務において、週休日等の振替の対象とならない3時間の勤務を行った管理職手当の支給対象職員1名に対して、職員の給与に関する条例の規定に基づく管理職員特別勤務手当、1件、8,000円を支給していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、内容の確認が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成29年2月6日に収入済みである。 2 庶務事務の管理職員特別勤務手当については、平成29年2月16日に本人に支給した。

(7) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚土木事務所	平成29年2月10日 (平成28年12月21日、同月22日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、神奈川県都市公園条例に基づく公園施設の設置許可等に係る使用料5件、2,113,465円について、調定が三月を超えて遅れていた。 また、神奈川県都市公園条例の改正により、平成28年度から、算出した使用料の額が100円に満たないときは、その額を100円とすることとされているが、算定式により算出した額で使用料をそのまま徴収したことにより、2件、20円が徴収不足であった。	不適切事項については、進行管理及び神奈川県都市公園条例の確認が不十分であったことによるものであり、徴収不足分については、平成29年1月10日及び同月16日に10円ずつ収入済である。
神奈川県藤沢土木事務所	平成29年1月27日 (平成28年12月16日、同月19日及び同月20日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、現金領収に係る現金取扱員から現金出納員への引継ぎに当たり、領収当日の最終領収書裏面に収入金の集計を記載していなかったものが、13件、	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものであり、現金領収書の収入金集計(13件、8,240円)については、平成28年12月21日に記載済である。

		<p>8,240円あった。</p> <p>2 支出事務において、タクシー借上料の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であったため、誤った請求額に基づき支払っており、6件、2,160円が支払不足であった。</p> <p>3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 配管類に係る行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、300円が徴収不足であった。</p> <p>(2) 利用目的が駐車場である普通財産(坂ノ下駐車場ほか1件)の有償貸付に当たり、消費税の非課税取引に該当するものと誤認し、普通財産の貸付料算定基準に定める消費税及び地方消費税相当額を貸付料に含めなかったため、平成27年度における貸付料2件、49,494円、平成28年度における貸付料1件、14,636円が徴収不足であった。また、利用目的が駐車場である行政財産(汐見台庁舎敷地2件)及び普通財産(寒川町田端廃川敷ほか5件)について、当初の財産管理状況を把握するための平面図などの財産管理関係書類を保管していなかった。</p>	<p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、福祉タクシー(特定大型車)借上げに係る請求書の内訳に記載されている料金と関東運輸局長認可運賃の突合が不十分であったことによるものであり、支払不足のタクシー借上料(6件、2,160円)については、平成29年2月14日に支払済である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、福祉タクシー(特定大型車)については、最新の関東運輸局長認可運賃と請求書の料金を突合するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 配管類に係る行政財産の使用許可については、財産関係の条例の改正内容についての確認が不十分であったことによるものであり、徴収不足の行政財産使用料(1件、300円)は、平成29年2月22日に収入済である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、財産関係の条例及び通知を十分に確認するとともに、複数の職員による条例及び通知を含めた確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 普通財産の貸付料算定基準に定める消費税及び地方消費税相当額を貸付料に含めなかったことについては、土地の貸付に際しての消費税法の理解が不十分であったことによるものであり、徴収不足の貸付料(1件、14,636円)は、平成29年4月17日に収入済である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、駐車場に係る新規の土地使用許可及び貸付に際しては対象地の管理状況を十分確認し、当初手続時の財産管理関係書類の適切な保管を行うとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県厚木土木事務所</p>	<p>平成29年1月30日(平成28年12月2日、同月5日及び同月6日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、厚木南合同庁舎自家用電気工作物精密点検測定業務委託契約(契約額604,800円)の実施に当たり、同契約に基づく従事者の資格に係る提出書類を受領していないなど、従事者の一部について資格要件の確認が不十分であった。</p> <p>2 財産管理事務において、配管類に係る行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより平成28年度の使用料1件、130円が過大であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、従事者の一部について資格要件の確認が不十分であったものであり、平成28年12月6日に作業責任者の業務経歴書を提出させ、所定の資格要件を確認した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、「行政財産の使用許可に係る使用料計算要領」の確認が不十分であったことから、計算を誤ったものであり、過大分については、平成29年3月28日に戻出により是正した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県厚木土木事務所東部センター</p>	<p>平成29年1月30日(平成28年12月8日、同月9日及び同月12日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、河川占用許可に伴う使用料及び庁費立替収入の収入未済について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促を行っていないものが河川使用料1件、14,300円、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが庁費立替収入1件、1,146円あった。</p> <p>2 財産管理事務において、消防用設備点検結果は消防法に基づき3年ごとに消防長へ報告する必要があるにもかかわらず、平成22年度点検結果を報告した以降、報告を行っていないかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、河川使用料の収入未済に対し、神奈川県財務規則の規定に反し、督促を行っていないものは、未済確認の方法を誤解し、未済がないものと誤認したものであったが、当該使用料については、平成28年6月24日に収入済である。</p> <p>また、庁費立替収入の収入未済に対し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったことは、督促に係る認識不足から収入状況の確認が遅れたことによるが、平成28年6月7日に督促状を発行し、平成28年6月17日に収入済である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による納付期限や督促状発行の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、消防用設備点検における消防法に基づく消防長への報告義務について、認識が不足していたことによるものであり、平成29年4月26日に平成28年度消防用設備点検結果を消防長</p>

			<p>へ報告した。 今後は、このようなことがないよう、3年ごとに報告義務があることを認識できるよう、平成29年度から、消防用設備保守点検委託業務契約書に当該報告義務についての記載を追加することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県西 土木事務所	平成29年3月21日 (平成29年2月2日、 同月3日及び同月 6日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、篠窪大橋新設(上部工)工事の変更契約額の積算に当たり、現場で発生するH鋼材等のスクラップ処分について、当初積算と同様に運搬費と積卸費を計上せずに積算していたため、変更後の契約額(397,749,960円)が201,960円過少であった。	<p>不適切事項については、変更契約に係る設計額の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、変更設計時においても設計積算のチェックリストを活用するなど、複数の職員による確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県西 土木事務所小 田原土木セン ター	平成29年3月21日 (平成29年2月8日 から同月10日まで 職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、道路災害防除工事の変更契約額の積算に当たり、道路の路面に施工する法枠工のラス張工について、当初積算と同様に誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額(35,790,120円)が328,320円過少であった。	<p>不適切事項については、設計額の積算に関する理解及び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定を十分理解した上で積算及び確認を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県横浜 川崎治水事務 所	平成29年3月16日 (平成29年2月13日 及び同月14日職員 調査)	(不適切事項) 庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、正規の勤務時間を超えて住民説明会業務に従事した職員2名に対して、時間外勤務手当2件、27,414円を支給していなかった。	<p>不適切事項の時間外勤務手当については、平成29年3月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(8) 企業局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業 庁津久井水道 営業所	平成29年2月3日 (平成28年12月15日 職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、次のとおり誤りがあった。 1 相模原市緑区中野186番地付近配水管改良工事(契約額31,296,240円)の施工に当たり、契約図書(現場説明書)で定める水道工事標準仕様書に基づき、既設配水管撤去工において、玉掛けを2点吊りで施工させるべきところ、1点吊りで施工されており施工の安全性が確保されていなかった。また、配水管布設工において、仮設の土留工が必要な箇所について土留めが実施されていない箇所があった。 2 相模原市緑区小淵806番地付近配水管改良工事(契約額19,548,000円)に係るコンクリート舗装の路面復旧について、耐久性、水密性など所定の品質を確保するため、契約図書(現場説明書)で定める水道工事標準仕様書に基づくコンクリートの必要な養生期間が確保されておらず、その理由等も施工計画書に記載されていなかった。また、交通開放に当たり監督員の承諾を受けていなかった。	<p>不適切事項の工事事務については、次のとおり措置した。 1 契約図書(現場説明書)で定める水道工事標準仕様書に基づき、既設配水管撤去工において、施工の安全性が確保されていなかったことについては、受注者に対する指導・監督が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、受注者に対する安全確保の指導の徹底及び安全パトロールの強化を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 コンクリート舗装の路面復旧について、契約図書(現場説明書)で定める水道工事標準仕様書に基づくコンクリートの必要な養生期間が確保されておらず、その理由等も施工計画書に記載されていなかったことについては、受注者に対する指導・監督が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、施工計画書と水道工事標準仕様書の照合を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県企業 庁平塚水道營 業所	平成29年4月3日 (平成29年1月24日 及び同月25日職員 調査)	(不適切事項) 工事事務において、大磯町東小磯311番地付近配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、ブロック舗装について、ブロック材料及び舗装面積の変更に伴い、変更後の単価に変更後の数量を乗じた金額に加えて、変更前の単価に変更後の数量を乗じた金額を誤って計上したため、変更	<p>不適切事項については、変更設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、設計書の違算防止のためのチェックリストに設計変更時における項目を追加し、確認体制の強化を図るとともに、企業庁内で情報の共有化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

	後の契約額 (50, 113, 080円) が1, 235, 520円過大であった。	
--	--	--

神奈川県監査委員公表第16号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成29年12月28日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 森 正 明
 同 大 村 博 信

1 措置の対象となった監査の結果

平成29年 8 月29日（神奈川県公報号外第39号）神奈川県監査委員公表第11号で公表した不適切事項のうち教育委員会分 5 箇所に係る 5 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所（平成29年6月30日廃止）	平成29年 2 月 8 日 (平成29年 1 月16日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、給与返納金の収入未済 2 件、1, 305, 466円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。	不適切事項については、調定額及び収入額の管理が有効に行われていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、収入済一覧表及び収入未済一覧表の出力を随時に行い、担当者の処理状況まで確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立川崎図書館	平成29年 3 月23日 (平成29年 1 月19日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、平成28年12月加給分非常勤職員報酬24件、7, 353, 472円の支給に当たり、「4分の3非常勤職員の給与の加給について」（人事課長通知）の規定に基づき平成28年12月9日に支給すべきところ、前日である同月8日に支給していた。	不適切事項については、非常勤職員報酬支給日の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立近代美術館	平成29年 4 月 7 日 (平成29年 2 月17日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成28年3月分の後納郵便料金(98, 698円)を口座振替日までに前渡金受領職員口座に支出しなかったため、後納郵便料金が口座振替できず、払込票による支払を行った結果、同年6月分の後納郵便料金の支払に当たって、延滞利息109円を加算されて支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行状況確認表を作成し、複数の職員で確認できるようにすることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立多摩高等学校	平成29年 2 月 7 日 (平成28年12月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分委託契約（契約額125, 280円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている最終処分場所の所在地、最終処分方法及び最終処分に係る施設の処理能力に関する事項を記載していなかった。	不適切事項については、関係法令を十分に理解していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約書が関係法令に合致しているかを確認し、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立藤沢西高等学校	平成29年 3 月 9 日 (平成28年12月5日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規	不適切事項については、関係規定に対する理解が不十分であったことによるもので、所属としての確認体制も機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定を所属として十分理解し、相互に確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。

定に反し、10日を経過した日以外の日としているものが7件、5,720円あった。

神奈川県監査委員公表第17号

平成28年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

平成29年3月17日付け神奈川県公報号外第5号で公表している平成28年度包括外部監査の結果について、神奈川県知事から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年12月28日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 高岡香
同 太田眞晴
同 森正明
同 大村博信

財政的援助団体等に関する財務事務の執行について

- 株式会社湘南国際村協会(財政的援助団体等)
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(財政的援助団体等)
神奈川県道路公社(財政的援助団体等)
公益財団法人神奈川県産業振興センター(財政的援助団体等)

平成28年度包括外部監査結果報告書(平成29年3月17日(神奈川県公報号外第5号)神奈川県監査委員公表第2号で公表。以下「報告書」という。)記載の「指摘事項」15項目全てについて、平成29年10月13日に、次のとおり講じた措置の通知があった。(所管課 指摘事項No.湘1からNo.湘5まで及びNo.湘7からNo.湘10までは政策局自治振興部地域政策課、指摘事項No.湘6は総務局財産経営部施設整備課、指摘事項No.社1及びNo.社2は保健福祉局福祉部生活援護課、指摘事項No.道1は県土整備局道路部道路企画課、指摘事項No.産1及びNo.産2は産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課)

Table with 2 columns: 監査の結果(指摘事項) and 措置の内容. Row 1: 湘南国際村センター運営スキームの見直し(指摘事項No.湘1) with details on management group burden clarification and financial rule revisions.

県の負担金は大きく、現行の運営スキームの見直しを含めた議論が行われるべきであり、これらの点が放置されている現状は、著しく不適切と言わざるを得ない。(報告書p.37)

見を有する者などで構成される管理組合の業務・財務に関する評価委員会を平成29年6月に設置した。

2 同センター管理組合の事務局費の不明確性(指摘事項No.湘2)

センター管理組合から協会に支払う事務局費については、協会の担う具体的作業と工数が不明確な状態であり、業務委託に関する契約書すら作成されないまま、年間約2662万円が支出(うち人件費が約2500万円、さらにそのうち約1900万円が県の負担となっている)されており、著しく不適切と言わざるを得ない。

人件費を含む事務局費の負担割合・積算等を明らかにし、共用・共有部分の負担割合について「均等割」を「持分割」に改め、県専有部分の一部人件費の加算を廃止した。

これらの措置については、平成29年6月に行った県・協会の負担金支出に係る管理規約の一部改正及び財務執行細則の新設のほか、管理組合から協会への事務局業務の委託契約化により明らかにした。

その支出の根拠を明確にするため、事務局費人件費が4人分とされている点を始め、いずれの費目についてもその対価の妥当性を改めて客観的に検証するとともに、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにすべきである。

また、その内容については、管理規約とは別に、センター管理組合と協会との間で業務委託契約書を作成すべきである。(報告書p.43)

3 同センター管理組合の湘南国際村センター県専有部分に関する事務局人件費の不明確性(指摘事項No.湘3)

センターの県専有部分の管理について、その具体的内容や工数、金額の根拠が不明確な状態で年間1324万円もの人件費が支出されていることは、県が管理組合負担金の名目で、センター管理組合を通じて協会の財政を支援しているかのような外観を呈するもので、著しく不適切と言わざるを得ない。

県専有部分の管理に関する業務量と人件費の積算等を明らかにし、一部人件費の加算を廃止した。

これらの措置については、平成29年6月に行った県・協会の負担金支出に係る管理規約の一部改正及び財務執行細則の新設のほか、管理組合から協会への事務局業務の委託契約化により明らかにした。

県は、県専有部分に要する事務局費人件費が2人分とされている点の妥当性等について改めて検証し、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにすべきである。

また、県専有部分に関する管理委託契約については、区分所有建物の管理組合における本来的な業務である共用・共有部分の管理には含まれず、そこに上乘せられた業務委託契約としてとらえるべきであるから、管理規約から切り離し、財務規則における随意契約に必要なプロセスを経

<p>て、改めて、県とセンター管理組合との間にて業務委託契約を締結すべきである。(報告書p.49)</p>		<p>と協会によって構成されて以来、申告納税義務の有無を十分に検討して来なかった。 センター管理組合は、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係を明らかにする必要がある。(報告書p.57)</p>	
<p>4 同センター管理組合の湘南国際村センター共有・共用部分に関する事務局費の負担配分の見直し(指摘事項No.湘4) センター管理組合から協会に対する事務局業務の委託費用についても、清掃業務等の他の委託費用と同様に持分割合に応じた負担とするのが公平であり、これを均等割での負担とする現在のセンター管理組合の規約は改定されるべきである。(報告書p.51)</p>	<p>共用・共有部分の負担割合について「均等割」を「持分割」に改めた。 これらの措置については、平成29年6月に行った県・協会の負担金支出に係る管理規約の一部改正及び財務執行細則の新設により明らかにした。</p>	<p>8 同センター管理組合の法人税等の申告漏れ(指摘事項No.湘8) センター管理組合は、法人税法第2条第1項第8号に規定されている「法人でない社団」に該当し、法人税の納税義務者となる。また、携帯電話基地局等の設置場所を貸付けている行為は課税対象となる法人税法上の収益事業に該当する。 なお、センター管理組合は平成19年に県と協会によって構成されて以来、申告納税の義務を十分に検討して来なかった。センター管理組合は、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係を明らかにする必要がある。(報告書p.60)</p>	<p>国税当局と協議した結果、管理組合の収益を区分経理し、県と協会にそれぞれ帰属させているので、管理組合に対しては法人税の課税がないことを確認した。 ただし、地方税当局に確認したところ、収益事業を行っている以上は、法人住民税である法人県民税・町民税の納税が必要との指導を踏まえて、平成29年4月に法人開設届を地方税当局へ提出し、法人県民税・法人町民税(均等割)の納税を行った。</p>
<p>5 複数年に亘る大規模修繕工事の予算計上方法の不適切性(指摘事項No.湘5) 平成27年度から実施されているセンターの大規模修繕工事は、県の専有部分と共用部分を含めて、総額約10億円をかけて4年に亘って実施するものであり(うち県の負担額は約4億2000万円)、将来4年間の県の予算に負担を与えることが確定しているのだから、県にとって2会計年度以上にまたがる事業にあたり、県はこれを継続費として予算計上すべきである。(報告書p.53)</p>	<p>平成31年度以降に複数年にわたる大規模修繕工事が必要な場合については、工事内容を精査する中で「継続費等2会計年度以上にまたがる費用」としての取扱いを検討する。</p>	<p>9 同センター管理組合の不適切な監査体制(指摘事項No.湘9) センター管理組合の監事が総会に出席せず、総会で監査結果を報告していない点は、管理規約第33条第1項に違反している。また、監事が理事会にも出席せず、理事会で意見を述べていない点は、管理規約第33条第2項の趣旨に反する状態にある。これらの点について、管理規約に則った監査業務を実施すべきである。 また、より充実した監査体制の実現についても検討すべきである。(報告書p.65)</p>	<p>平成29年3月の総会及び理事会から、管理規約第33条に則り、監事の出席及び監査結果報告を常とする取扱いに改めた。</p>
<p>6 「県公共施設の見える化」における同センター維持修繕コストの不適切な記載(指摘事項No.湘6) 平成25年に県が実施した「県公共施設の見える化」において、センターの維持修繕コスト実績が全く反映されておらず、県民に対する情報提供内容が著しく不適切である。県は、すみやかに当該情報の修正・補正等を実施すべきである。(報告書p.55)</p>	<p>平成25年に策定した「県公共施設の見える化」は県有財産各所管費、県有施設長寿命化対策費、各局依頼工事といった県の工事費を計上している。このため、指定管理者等各施設管理者が自ら実施した維持修繕工事の費用等は含んでいないため、このことが分かりやすいように、平成29年1月13日に、下記の文言をホームページに公表している資料に追記した。 「(6)維持修繕コストは、県が実施した県有財産各所管費、県有施設長寿命化対策費、各局依頼工事にかかる工事費を計上しており、各施設管理者が自ら実施した維持修繕工事の費用は含んでいません。※(6)は、平成29年1月13日算定根拠を更に明確にするために追記」</p>	<p>10 普通財産である同センター共有部分の無償貸付けの不適切性(指摘事項No.湘10) 普通財産であるセンター共有部分の一部について、県と協会が管理規約によって協会に無償の使用権を設定していることは、上記の「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」と抵触するものである。 協会及び県は管理規約を改定し、上記基準に則った使用料を設定すべきである。(報告書p.69)</p>	<p>協会に無償貸付けしているセンター共有部分については、湘南国際村の中核施設として県基本計画に沿った利活用を推進するため、引き続き無償使用権を設定することとし、平成29年3月に、県の「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」に基づき無償貸付けの手続を取った。</p>
<p>7 同センター管理組合の消費税等の申告漏れ(指摘事項No.湘7) センター管理組合は、消費税法第2条第1項第7号に規定されている「法人でない社団」に該当する。また、課税資産の譲渡を行っている疑義があるから、消費税及び地方消費税の納税義務者となる可能性があるが、平成19年に県</p>	<p>国税当局と協議した結果、管理組合の収益を区分経理し、県と協会にそれぞれ帰属させているので、管理組合に対しては消費税の課税がないことを確認した。</p>	<p><社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(財政的援助団体等)> 11 生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金明細書の不備(指摘事項No.社1) 県社協において、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金について、社会福祉法人会計基準に定められた国庫補助金等特別</p>	<p>県社協では、会計準則及び会計要領に様式等が示されていない国庫補助金等特別積立金明細書を作成し、平成28年度決算から適用した。</p>

<p>積立金明細書が作成されていない。 生活福祉資金会計に関し、県社協の財務状況の透明性を確保し、その適法性・妥当性を適正に監視していくために、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金についても、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されなければならない。(報告書p.111)</p>	<p>平成29年度以降も財務状況の透明性の確保を図っていく。</p>		<p>の旅費を定義づけ、日当支給の根拠が明確に分かるよう旅費規程の改定を行い、平成29年4月1日より施行した。</p>
<p>12 生活福祉資金貸付金の適正な評価方法と徴収不能引当金の計上不足(指摘事項No.社2) 生活福祉資金貸付金の徴収不能引当金を考慮した後の貸借対照表計上額は53億円だが、これは包括外部監査人が貸付金債権の将来キャッシュフローから合理的に算定した価額である約27億円と比べて著しく乖離している。事業活動報告書において長年にわたり多額の損失計上が繰り返されていることとなり、財務諸表利用者に生活福祉資金会計の正しい財政状態を開示しているとは到底言えず、不適正である。 現在の貸付金・長期滞留債権の中には引当不足の「徴収不能の可能性が極めて高い債権」が含まれているはずであるから、このような債権の評価を見直し、実態に即した評価額で計上すべきである。 また、その他の債権の徴収不能引当金の見積り根拠である徴収不能実績率もこのような実態に基づき修正されるべきである。(報告書p.120)</p>	<p>県社協は生活福祉資金貸付金の評価と徴収不能引当金の計上方法について、全国一律の会計処理ルールに基づき対応しているところである。 今回の指摘事項について、県社協は関東ブロックの都県の実生活福祉資金貸付金の評価と徴収不能引当金の計上方法を確立しつつ、全国社会福祉協議会の示す方法で平成29年度決算から対応する。</p>	<p>15 国際ビジネス支援事業費補助金の執行状況の適切な確認(指摘事項No.産2) 県においては、国際ビジネス支援事業費補助金が適正に執行されるよう、同補助金の執行状況の確認体制を再検討するべきである。(報告書p.243)</p>	<p>県では、これまで実績報告書(4月)に基づき内容を確認していたが、平成29年度からは、補助金の執行状況について、次のとおり、確認体制を充実していくこととした。 ・大連事務所の経費については、四半期ごとに帳票等を確認の上、執行が適正に行われているか確認をする。 ・補助金全体については、上半期及び下半期の年2回、状況報告書(10月)及び実績報告書(4月)に基づき、それぞれ執行関係書類とともに内容を確認する。</p>
<p><神奈川県道路公社(財政的援助団体等)></p>			
<p>13 月次試算表および月次報告書の会計規程に違反した不適切な運用(指摘事項No.道1) 法人の活動結果を示す月次試算表を適時に作成し、月次報告書として組織のトップである理事長が確認することは、法人運営の根本となる非常に重要な活動であるから、会計規程に従った運用を確実にすべきである。(報告書p.213)</p>	<p>平成28年10月に事務作業の流れ等の見直しを行い、会計規程に従った運用が行われるよう改善した。 また、月次試算表の提出時期については、事務の実情に合わせるため、会計規程を平成28年12月に改正(「翌月10日」から「翌月20日」に)した。</p>	<p>(注) 「監査の結果(指摘事項)」欄に記載の指摘事項の表題は、報告書p.280の「指摘事項のポイント」記載のとおり。</p>	
<p><公益財団法人神奈川県産業振興センター(財政的援助団体等)></p>			
<p>14 中国国内旅行における日当支給の根拠の整備(指摘事項No.産1) KIPにおいては、「中国国内旅行」について日当を支給する是非を検討するとともに、支給を継続する場合には、中国国内においてもその出張先ごとに日当の基準を定めるなど、日当支給の根拠としてふさわしい内容に旅費規程を改定することを検討すべきである。(報告書p.242)</p>	<p>中国国内旅行において日当を支給することについては、外国に駐在員を置いている国やジェットロ及び県の外国国内旅行の取扱いにおいて日当を支給することが規定されていることに鑑みて、妥当と判断した。 また、これまで中国国内旅行の日当支給の根拠が不明確であったことから、中国国内旅行</p>		